

不適切勤務

道教委は、去る3月27日、3月末退職予定者の内109人を対象に、戒告や文書訓告などの処分を実施しました。

道教委では現在、会計検査院から教職員の不適切勤務の指摘を受けたことを踏まえ、道が給与を負担している公立学校の全教職員について、2006年から2010年度の5年間について勤務実態調査を実施していることは、皆さんも承知していると思います。

調査自体は今も続けられており、全体の結果は本年8月を目途に取り纏める予定とのことですが、その前に、3月末に退職する教職員がいるため、その教職員を対象に前倒して調査を行っていたものです。その結果、戒告14人、文書訓告18人、文書注意64人、服務上の指導13人、計109人について処分が行われました。

また、この109人の中には校長30人、教頭2人が含まれています。校長や教頭は、平素、教職員のサービスを監督すべき立場にありますので、そういう管理職が自ら不適切勤務を理由に処分されるということは、極めて遺憾なことと言わなければなりません。

それでは、処分の理由となった不適切勤務とは如何なるものだったのかといえますと、

「夏休みや冬休みの長期休業期間中、勤務時間が守られていなかった」

「校外研修の事実が確認されなかった」

などであり、昨年、会計検査員から不適切勤務として指摘を受けていたケースと重なります。

子ども達にルールを守ることの大切さを教える場であるはずの学校において、どうしてこのような事態が生じてしまったのでしょうか。理由、背景は幾つか考えられます。

一つは、制度に対する認識が甘かったということは否定できません。

現在、教師が非常に多忙になっており、精神的、肉体的な負担が高まっていることは事実だと思います。夜遅く、また土日を潰して生徒指導に当たってい

る教職員も少なくないでしょう。とはいえ、そうした変則的な職場環境にあるからといって、勤務時間等の制度を蔑ろにして良いということにはなりません。

「自分は子ども達のために頑張っている」ということだけでは、免罪符にはならないのです。特に管理職の皆さんは、勤務時間や休暇制度などについて十分理解し、適切な学校運営に努めていただきたいと思います。

勿論、今後も引き続き、教職員の皆さんの負担軽減に取り組むと共に、メンタルな部分も含め適切な健康管理に取り組むべきことは、いうまでもありません。

二つめは、時代の変化に対する認識の甘さということです。

かつては、夏休みや冬休みになると教職員もお休み、というのが当たり前でした。そういう時代もあったということです。しかし、世の中が変わり、公務員の働き方に対する世間の目が厳しくなり、勤務時間を含めた服務規律の確保が強く求められるようになってきました。過去、幾度となく教職員の勤務対応について問題が指摘され、服務規律の厳正な確保について通知されていますが、多くの教職員が、自分たちは別といわんばかりに殆ど関心を払ってこなかったことは残念なことです。

三つめは、自分に対する甘さということです。これは、私自身の反省を含めて申し上げるのですが、「自分は一生懸命頑張って仕事に打ち込んでいるのだから、この程度は許される」という思いは、多分、誰にでもあるのではないのでしょうか。しかし、「この程度」という場合の「程度」は人によって違います。自分では許容の範囲内と思っても社会的には許されない、ということが往々にしてあります。

教師は、子ども達に対して、人としての生き方を身を以て示すべき大きな役割があるのですから、法律を守ることを含め自己規制する力は、他の人達より一層高いものが求められていると考えるべきです。

道教委では、先程申し上げたように、8月を目途に調査結果を取り纏めることとしていますが、学校現場では「どうしてそんな細かいところまで」といった不満や批判が燻っているとも聞いています。しかし、被害者意識だけでは今回の問題は解決しません。むしろ、「この機会に昔年の問題を整理していこう」という、前向きな思いを持って対応していただくことを、期待しています。

(塾頭 吉田 洋一)